

第 81 号議案

大田区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区営住宅条例の一部を改正する条例

大田区営住宅条例（平成 9 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 15 条」を「第 18 条」に改め、同条第 3 項中「令第 6 条第 1 項」を「同条第 2 項」に、「前条第 1 項第 1 号」を「同条第 1 項第 1 号」に改める。

第 12 条中「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 14 条の 2 中「第 11 条及び令第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び令第 16 条第 2 項」に改める。

第 28 条第 2 項中「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公営住宅法施行令等の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 82 号議案

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区民住宅条例(平成 8 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 号中「第 2 条第 11 号」を「第 2 条第 15 号」に改める。

別表 2 借上型区民住宅の部プラムハイツ東雪谷の項中「59 戸」を「48 戸」に改める。

第 2 条 大田区民住宅条例の一部を次のように改正する。

別表 2 借上型区民住宅の部プラムハイツ東雪谷の項を削る。

付 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 7 条第 4 号の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 平成 30 年 5 月 1 日

(提案理由)

借上型区民住宅のプラムハイツ東雪谷を廃止するほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 83 号議案

大田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

大田区児童育成手当条例（昭和 46 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

所得税法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 84 号議案

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 48 号）の一
部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

所得税法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、
この案を提出する。

第 85 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表同新蒲田児童館の項を削る。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新蒲田児童館を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 86 号議案

大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

大田区子ども家庭支援センター条例（平成 14 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

使用区分 施設名	午前	午後	夜間
	午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 10 時
会議室	1,600 円	2,200 円	2,200 円

備考

- (1) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (2) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれ中間の時間に係る料金は、徴収しない。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども家庭支援センターの会議室の一部を廃止するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 87 号議案

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表同大森南保育園の項及び同相生保育園の項を削り、同表同新蒲田保育園の項中「新蒲田一丁目 18 番 23 号」を「新蒲田三丁目 29 番 14 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表同新蒲田保育園の項の改正規定は、同年 5 月 7 日から施行する。

（提案理由）

大森南保育園及び相生保育園の廃止並びに新蒲田保育園の一時移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。